

1 処分を受けた税理士

氏 名： 高添 竜二

登録番号： 第107271号

2 処分の内容

令和6年1月10日から2年の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、収入金額の計上漏れや接待交際費等に係る領収証等の証ひょう類がなく、支払の事実を証明できない経費を計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、これに伴うとともに消費税額計算誤り等により、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。